

葛卷町農業委員会
第9回総会議事録

1 日 時 平成28年3月22日(月)午後1時27分から午後2時44分

2 会 場 葛巻町総合センター 保健相談室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第3号 農用地利用配分計画案に対する意見について

議案第4号 平成27年度活動の点検・評価(案)及び平成28年度活動計画(案)の承認について

議案第5号 平成28年度農作業賃金標準額(案)の承認について

議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の設定について

議案第6号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第2号 平成27年度遊休農地利用意向調査の結果について

4 出席委員

1番 門 場 政 一 2番 馬 場 正 俊 3番 星 野 順 子

5番 橘 秀 子 6番 芳 田 聡 7番 川 崎 美由起

8番 藤 森 雅 美 9番 長 峯 一 雄 10番 森 久 雄

11番 坂 井 徳 身 11番 藤 岡 俊 策 13番 落 宰 勝

15番 坂 待 純 一(職務代理)

16番 深 澤 進(会 長)

5 欠席委員

4番 木戸場 真紀子 14番 久 保 淳

6 議事録署名委員

3番 星 野 順 子 5番 橘 秀 子

7 書記(農業委員会事務局)

村 上 明 彦(事務局長) 落 合 咲 子(事務局長補佐)

事務局長 皆さん、大変お疲れのところご苦労さまでございます。本日出席予定の委員の皆さんがお揃いですので、定刻よりは若干早いですけれども、これから総会の方を進めさせていただきます。

はじめに深澤会長からご挨拶を頂戴いたしまして、引き続き総会に入っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【あいさつ】

会 長 そろそろ農作業も始まっていると思いますが、昨日も人身事故がありまして、皆さんもご存じかと思いますが、久保委員のお父さんがケガをしたということで、これから皆さんも本格的に始まりますが、1年皆さん事故のないよう気をつけて作業していただきたいと思っております。

それから、あとでまた皆さんに詳しくご紹介申し上げますが、今月15日、農業会議の総会の席で先月もご紹介申し上げましたが、農林水産大臣表彰の伝達式がありまして賞状をいただいてきました。祝賀会の関係もございまして、改めてご報告申し上げます。

それから、23日役場の異動内示がありました。今回は退職者がいないということで、全体的に異動が少ないということで農業委員会もそのままで…。ただ、天摩さんが今年度限りで退職することになります。

また、長峯委員さんが今年農協の理事を退任されるということで、当初は委員の方もそこで退任かなという話があったんですが、特例で今回の任期中、たぶん継続していただくことになると思っておりますので、はっきりと決まったら皆さんに報告申し上げます。

【開 会】

議 長 それでは、総会に入りたいと思っております。

ただ今から葛巻町農業委員会第9回総会を開会します。

本日の出席委員は16名中14名で定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

4番木戸場委員、14番久保委員から欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。

本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

《日程第1》

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、3番星野委員、5番橘委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は、事務局職員の村上事務局長と落合局長補佐を指名いたします。

《日程第2》

議 長 次に日程第2「会期の決定」を行います。

会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第3》

議長
事務局長

次に日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

【日程第3 会務報告】

月 日	内 容	出 席 者
2月22日(月)	農林水産大臣表彰受賞祝賀会第1回打合会 (10時30分～ 総合センター保健相談室)	会長 事務局2名
	農政小委員会 (14時45分～ 総合センター保健相談室)	農政小委員7人 (馬場、森、星野、橋、 芳田、長峯、坂井)
24日(水)	第49回葛巻町森林組合通常総会 (10時00分～ モウモウ館)	会長職務代理
26日(金)	葛巻町農業者年金のつどい (10時30分～ グリーンテージ)	会長 馬場委員 森委員
3月2日(水)	農林水産大臣表彰受賞祝賀会第2回打合会 (10時30分～ 総合センター保健相談室)	会長 会長職務代理者 事務局2名
	農作業標準賃金等設定検討会 (13時30分～ 総合センター保健相談室)	会長 会長職務代理 農政小委員7人
4日(金)	町議会 本会議 (10時00分～ 役場議場)	会長 事務局長
7日(月) 8日(火) 9日(水) 10日(木) 15日(火)	町議会 本会議 10時00分 町議会 常任委員会 10時00分 町議会 常任委員会 10時00分 町議会 常任委員会 10時00分 町議会 本会議 14時00分	事務局長
15日(火)	農林水産大臣表彰伝達式 (13時00分～ エスポワールいわて)	会長 前会長 局長補佐
	岩手県農業会議定期総会 (13時15分～ エスポワールいわて)	会長
	現地確認調査	藤岡委員

16日(水)	(13時00分～ 吉ヶ沢～江川馬淵)	久保委員 事務局2名
23日(水)	葛巻町認定農業者協議会定期総会 (11時00分～ グリーンテージ)	会長
25日(金)	農林水産大臣表彰受賞祝賀会第3回打合会 (10時30分～ 総合センター保健相談室)	会長 事務局1名

議長 長 ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 長 ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第4》

議長 長 次に、日程第4 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 長 事務局長。

事務局長 【日程第4 議案第1号の説明】

はい。それでは議案書の1号をご覧ください。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」ということで2件でございます。2件とも親子間による無償移転になります。

1件目は、江川第●●●地割●●●地区、畑1筆で6,861㎡。●●●●さんから●●●●さんへの無償移転でございます。4号が図面になります。2号が調査書になりまして、該当する項目につきましては、全部効率要件から地域調和要件に至るまで特に問題がないということで調査書は作成しております。

続いて2番の案件ですが、農地は葛巻第●●●地割●●●地区になります。田畑1筆ずつですが、合わせて7,342㎡。●●●●さんから息子さんの●●●●さんへの無償移転でございます。図面は7～8号になります。一戸町との境になりまして吉ヶ沢川沿いの農地になります。5号が調査書になりまして、全部効率要件から地域調和要件に至るまで該当する項目につきましては、すべて問題がないということで調査書は作成しております。

以上でございます。

議長 長 この事案は、現地確認が行われております。

現地確認の結果報告を12番藤岡委員にお願いします。

【12番藤岡委員 挙手】

- 議 長 藤岡委員。
- 12番 **【12番藤岡委員 現地確認結果報告】**
現地確認の結果を報告します。
1番及び2番の事案とも、親から子への贈与による所有権の移転になります。
現地を確認したところ、どちらの事案も対象となる農地は、すべて良好な状態に管理されており、このたびの所有権移転後も優良な農地として耕作されていくものと思われま
よって、調査書に記載のとおり特に問題はないと判断いたしました。
以上です。
- 議 長 次に地区担当委員の補足説明ですが、1番の事案は私から、2番の事案は6番芳田委員からお願いします。
初めに1番の事案の補足説明をいたします。
【16番深澤会長 補足説明】
16番 ただ今、現地確認の報告が藤岡委員会らございました。報告のとおり特に問題はないと思います。
以上です。
- 議 長 次に2番の事案の補足説明を6番芳田委員にお願いします。
【6番芳田委員 補足説明】
6番 はい。●●さんの事案も特に問題はないと思います。
- 議 長 以上で説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。
【「なし」の声】
- 議 長 ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
【「異議なし」の声】
- 議 長 異議なしと認め、採決に移ります。
議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。
【挙手全員】
- 議 長 挙手全員です。
よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」、原案のとおり許可することに決定いたします。
- 《日程第5》**
- 議 長 次に日程第5 議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題に供します。
- 議 長 事務局より議案の説明を求めます。
【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

【日程第5 議案第2号の説明】

事務局長

はい。9号からになります。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、所有権の移転が1件でございます。農地は葛巻第●●地割●●地区になります。田畑合わせて5筆でございますが、3,835㎡。●●市の●●●●さんから県農業公社への所有権の移転になります。売買価格は767,000円、移転の時期は3月29日となっております。

以上でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は原案のとおり決定いたします。

《日程第6》

議 長

次に、日程第6 議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題に供します。

この案件は、8番藤森委員が権利の設定を受ける者の関係者となりますので、農業委員会等に関する法律第24条「議事参与の制限」により、一端退席をお願いします。

【8番藤森委員 退席】

議 長

それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

【日程第6 議案第3号の説明】

事務局長

はい。それでは10号をご覧ください。議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」ということで、農地は葛巻第●地割●●●地区の6筆と同じく●地割●●●地区の2筆でございますが、田畑合わせて8筆58,217㎡になります。こちらの農地は県農業公社から●●●●さんへとなっております。備考欄にありますとおり、現借受人はお父さんの雅美さんということになっておりますが、今回

息子さんに配分なさるというものでございます。優先順位検討表につきましては、配分理由にあるとおりでございます。

以上でございます。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等のある方はどうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって、議案第3号「農用地利用配分計画案に対する意見について」は、原案のとおり承認することとし、その旨の意見を町長に提出いたします。

藤森委員は、入室してください。

【8番藤森委員 入室】

《日程第 7》

議 長

次に日程第7 議案第4号「平成27年度活動の点検・評価(案)及び平成28年度活動計画(案)の承認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長

事務局長。

【日程第7 議案第4号の説明】

事務局長

はい。それでは12分からになります。議案第4号「平成27年度活動の点検・評価(案)及び平成28年度活動計画(案)の承認について」ということで、13分からをご覧いただきたいと思えます。

別紙様式1号ということで、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)というものでございます。まず最初に法令事務に関する点検では、総会の開催、議事録の作成につきましては、表に示してあるとおり総会の周知については告示をしておりますし、総会議事録については告示と町のホームページで公表しているという状況でございます。

続いて14分に参加しまして、事務に関する点検では、農地法第3条に基づく許可事務ですが、27年度は14件ございまして、すべて許可になっております。事実関係の確認については現地確認を行っておりますし、総会等での審議につきまして

も農地法の許可基準に基づいて可否を決定しているというものでございます。結果の公表につきましても役場前の掲示板で告示しておりますし、ホームページでも公表しているという状況でございます。

次の農地転用に関する事務につきましても同様でございます。現地確認を行ったうえで総会を開催し、農地法の許可基準に基づいて適否を審議しております。公表についても町の掲示板に告示しておりますし、ホームページでも議事録を公表している状況です。

15号に参りまして、農業生産法人からの報告への対応ですが、法人数は5法人、うち新規が1法人でございます。報告書の提出があったのは4法人ですが、新規の法人につきましても今後報告をいただくという段階になっておるものでございます。

次の情報の提供等ですが、賃借料情報につきましては件数が384件で、28年1月に町のホームページで公表したほか、事務局の窓口でも配付しております。農地の権利移動等の状況把握ですが、件数が143件、情報の提供は閲覧の方法をとっております。農地台帳の整備につきましては、今現在4,218haの農地面積がありまして、農地台帳システムにより整備しているものでございます。

16号につきましては、地域の農業者等からの意見等ということで、項目が5つございますが、すべての項目について特に意見がありませんでしたので、0件となっております。

続いて17号ですが、法令事務、遊休農地に関する措置に関する評価ということですが、現状及び課題というところでは、遊休農地面積が48.4haで率は1.1%となっております。課題につきましては、農業者の高齢化、後継者不足もございまして、農地としての条件がよろしくないということで、なかなか借り手がないという場所が遊休農地として残っているような状況でございます。また、30～40年も前に人力で拓いた山中の畑等につきましては、現代のトラクターなど大型機械が入れなかったり、傾斜地や山際で使いにくい農地であったり、荒廃農地になっているところが散見される状況になっております。27年度は4.7 haの目標に対して6.9 ha、146.8%の達成状況となっております。目標の達成に向けた活動では、毎年10月に農地パトロールを実施し、それぞれの担当地区については委員の皆さんから随時見いただいているという状況でございます。本年度の農地パトロールを実施して農地利用意向調査を行ったわけですが、農家数にして80件、116筆、29.7haとなりました。パトロールについては、本年度新たに普及センター、農協、共済組合の関係機関との連携のもとに実施したところでございます。遊休農地の発生防止に対する啓発活動では、道の駅付近に8基の看板を設置いたしております。

続いて18号になります。促進等事務に関する評価でございますが、まず認定農業者等担い手の育成及び確保につきましては、現状の農家数は560戸、うち主業農家が202戸、法人が5、認定農業者が132経営体ということで、主業農家に占める割合は65.3%になります。※にありますとおり農家数につきましては、22年の農林業センサスのデータです

ので、来年度は27年の数値を使うことになると思われます。27年度の目標及び実績ですが、2経営体の目標に対して新規は0件でございます。

次に19号の担い手への農地の利用集積の状況ですけれども、これまでの利用集積面積が1,722haで、全農地に占める割合が40.8%という状況になっております。実際にはヤミで貸借している農地もありますので、それらを含めると集積率はもっと上がるのかなと思われませんが、そういう農地については農地中間管理事業等を活用していただきまして、数字に表れるようにして参りたいなと思っております。27年度の目標に対する実績でございますが、45haに対して60haということで133.3%の達成状況になります。活動実績では、農地中間管理事業への誘導を図りながら、経営規模の縮小や離農を希望する農家を中心に農地利用集積を進めた。田代地区と小屋瀬地区では集積を進めるための話し合いを行っております。

20号に参りまして、違反転用の状況ですが、現状では0件となっております。目標達成に向けた取り組みということでは、農地パトロールの実施と地区担当委員の日頃の監視活動が主なものでございます。来年度につきましても、同様の活動を継続して参りたいと思っております。

続いて21号は、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)になります。法令事務、遊休農地に関する措置ですが、現状と課題については先ほどご説明したとおりでございます。28年度の目標につきましては、解消面積が4.8haを見込んでおるものでございます。

22号に参りまして、促進等事務、認定農業者等担い手の育成及び確保では、現状等については27年度の実績で申し上げたとおりでございます。28年度の目標といたしましては、新規に2経営体を見込んでおります。

続いて23号です。担い手への農地の利用集積、現状及び課題につきましては、27年度の実績で申し上げたとおりでございます。目標としては、新たに20ha、これが達成されますと41.3%の集積率となり0.5ポイントの増となる見込みです。

24号に参ります。違反転用への適正な対応ですが、27年度と同様に農地パトロールと日頃の監視活動で対応して参りたいと思っております。

かなり端折りながらご説明申し上げましたが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【12番藤岡委員 挙手】

議長 12番藤岡委員。

12番 はい。28年度の認定農業者、新規が2経営体という目標ですが、家族経営協定の推進の計画はありませんか。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 はい。家族経営協定につきましては、国から示された点検・評価の項目にはございませ

んが、目標が何件ということではなく、協定を結ぶことで色々なメリットがあるということで、各農家の皆さんから、あるいは農林環境エネルギー課からも要請があったりする中で締結している状況でございます。今現在は、1件協定を結ぶ方向で進めているものがございます。来年度につきましても各方面から情報をいただきながら、協定を結んでいただけるように進めて参りたいと考えておるところでございますので、よろしくお願いしたいと思っております。

12番 家族経営協定の農家数を認定農業者協会と合同で推進をしていただきたい。再認定の名簿、それから地域の認定者名簿、そういうふうなものを見れば、だれとだれが該当になるというのが分かると思っておりますので、積極的な推進をお願いいたします。

事務局長 はい。分かりました。

議長 他にございませんか。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「平成27年度活動の点検・評価(案)及び平成28年度活動計画(案)の承認について」は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第4号「平成27年度活動の点検・評価(案)及び平成28年度活動計画(案)の承認について」は原案のとおり承認することに決定いたします。

《日程第8》

議長 次に日程第8 議案第5号「平成28年度農作業賃金標準額(案)の承認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

課長 事務局長。

【日程第8 議案第5号の説明】

事務局長 はい。それでは25円からになります。議案第5号「平成28年度農作業賃金標準額(案)の承認について」ということで、26円をご覧ください。こちらが28年度の標準額表(案)でございますが、まず昨年10月16日に岩手県の最低賃金が改定になりまして、時間給で678円から695円に17円アップになりました。そうしますと1日8時間労働の額が5,500でよかったものが、697円、17円アップしたことによって最低賃金を下回ってしまうということになります。そこで28年度につきましては、水田作業及び畑作業とも金額は同じになりますけれども、日額8時間が5,600円で100円のアップ、超過時間給が875円で10円のアップ

プ、時間給が700円で10円のアップとなります。次にサイロ詰込作業ですが、日額8時間が5,800円で100円アップ、超過時間給が905円で10円のアップ、時間給が725円で10円のアップとなります。オペレーターにつきましては、日額8時間が8,400円で200円アップ、超過時間給が1,300円で15円のアップ、時間給が1,050円で25円のアップとなります。

それから文言等につきましては、変わっておりません。ただし年度が27年から28年というふうに変更になっております。

次に右側の農作業請負料金につきましては、水田の耕起と代かき、表の上2段について変更しております。耕起が3,800円から4,000円、代かきが4,200円から4,400円ということで、それぞれ200円ずつアップしております。それ以外の作業については、据え置きということでご提案申し上げるものでございます。

ただ今ご説明いたしました内容につきましては、先月の総会議に行った農政小委員会で案を練っていただいております。それを受けて3月2日の検討会でさらに協議していただいております。それを受けての今回のご提案ということで、本日の総会で決定していただくというものでございます。

他町村等の状況でございますけれども、まず盛岡広域の8市町では、作業別賃金等も据え置きになっております。と言いますのは昨年度の段階で5,600円以上の額を設定しているため据え置きになっております。それから県北地区、二戸市、軽米町、九戸村等ですが、葛巻と同様に5,500円を設定しておりましたので、おそらく28年度は100円アップの5,600円を設定するものと思われまます。

以上のように作業別賃金については、兼の最低賃金の改定に合わせての変更、作業別請負賃金については水田作業のみの変更、その他は据え置きという内容でございます。よろしく願いいたします。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第5号「平成28年度農作業賃金標準額(案)の承認について」は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第5号「平成28年度農作業賃金標準額(案)の承認について」は原案のとおり承認することに決定いたします。

《日程第9》

議長 次に日程第9 議案第6号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及

び区域の設定について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

課 長 事務局長。

【日程第9 議案第6号の説明】

事務局長 はい。資料は27ページからになります。議案第6号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の設定について」ということで、28ページをご覧ください。農地法第3条によりまして、農地を売買したり、譲渡したり、貸し借りをしたりする場合に、下限面積というものが法で定められておりまして、北海道であれば2ha、それ以外の都府県については50aというふうに定められておるわけですが、資料に記載のとおり平成21年に改正農地法が施行されまして、それぞれの市町村、農業委員会で別段の面積を設定できるということになりました。葛巻であれば下限面積が50aになるわけですが、21年度以降は10aに設定してきているものでございます。28年度につきましても10aで据え置きということで設定したいというものでございます。

これにつきましては、毎年3月の総会で協議していただきまして、翌年度の別段面積を決めていただくことになっておるものでございます。その理由につきましても例年変わるものではございません。過去に別段の面積を設定したことによって農地を取得できた方々、例えば最も記憶に新しいところでは、26年に小田地区に横浜から転入された●●さんという方が、家も建てられて周辺の農地を取得した事例がございます。50aの下限面積では取得できなかった方だったんですが、10aの別段面積の設定により農地を取得できるということになりますので、そういった方々にメリットということになろうかと思われま。

そのようなことで28年度につきましても別段の面積を町内全域において10aに設定したいということで、ご提案申し上げます。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第6号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の設定について」は原案のとおり設定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第6号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の設定について」は原案のとおり設定することに決定いたします。

《日程第10》

議長 長 次に日程第10 議案第7号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 長 事務局長。

【日程第10 議案第7号の説明】

事務局長 はい。資料は29号でございます。議案第7号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」、1件でございます。農地は江刈第●●地割●地区になります。畑2筆で11,856㎡。所有者は●●●●さん。非農地の事由は、記載のとおり元々原野だったところを畑に拓いたんですけれども、起伏があったために一部しか農地として利用していなかったわけですが、酪農を廃業してから放置したということで山林原野化したというものでございます。図面は31～32号になりますが、岩泉町との町境、国道から●●さんの養豚場の脇を4～500mほど入ったところになります。こちらは3月16日に現地確認を行っているところでございます。

議長 長 この事案は、現地確認が行われております。

現地確認の結果報告を12番藤岡委員にお願いします。

【12番藤岡委員 現地確認結果報告】

12番 現地確認の結果を報告します。

この事案の現地は、2筆とも山林原野化しており、自生した立木は直径20cm以上の広葉樹も見られることから、耕作放棄の状態が30年以上になるものと推測されます。そのような現状から、今後、農地としての利用は不可能であり、農地法の適用外証明は妥当なもの判断いたしました。

以上です。

議長 長 次に地区担当委員の補足説明を5番橋委員にお願いします。

【5番橋委員 挙手】

議長 長 5番橋委員。

【5番橋委員 補足説明】

5番 はい。現地を確認してきました。報告していただいたとおり、農地への再生は難しい状況なので適用外でよいと思います。

議長 長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【8番藤森委員 挙手】

議長 長 8番藤森委員。

8 番 はい。32条の図を見ると、周囲に同じような畑があるように見受けられるんですが、それらの状況はどのようになっていますか。

【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。

事務局長 はい。今回申請のあった農地の上側は牧草地として管理されております。確か●●●●●●さんが使っている農地になります。この図面では下側になりますが、こちらは沢浴いになっておりまして、山林原野化している状況です。

8 番 30年以上も放置されて、非農地化しているということでしたけれども、傾斜とかはどのような状況でしょうか。でこぼこがあるという説明でしたが、現状では草地等には使えない状況でしょうか。

【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。

事務局長 はい。申請の農地は、例えば立木がない状況になっても、トラクターとかの機械が入って作業できる場所ではないように見受けられました。大きな起伏があって今の酪農家の皆さんが草地として拓くような場所ではないように見て参りました。

8 番 了解しました。

議 長 よろしいですか。他にございませんか。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第7号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第7号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」は、原案のとおり決定いたします。

《日程第11》

議 長 次に日程第11 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。

【日程第10 報告第1号の説明】

事務局長 はい。それでは33条でございます。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通

知書の受理について」ということで、農地は葛巻第●●地割●●地区の田3筆で3,390㎡。●●市の●●●●さんから●●●●さんへの貸借契約を合意により解約するというものでございます。解約の理由は、賃借人へ農地を売買するためでございます。

以上でございます。

議長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長

ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第12》

議長

次に日程第12 報告第2号「平成27年度遊休農地利用意向調査の結果について」事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長

事務局長。

【日程第12 報告第2号の説明】

事務局長

はい。資料は34～35ページになります。報告第2号「平成27年度遊休農地利用意向調査の結果について」ということで、35ページのA3サイズをご覧ください。1枚に収めたために文字が小さくて大変見づらくなっております。申し訳ございません。

意向調査につきましては、80農家、116筆。今回の調査の総面積が29.7haほどになります。意向調査の区分①から⑤及び無回答とございますが、それぞれの区分の説明は備考欄のとおりでございます。⑤が「その他」になりますが、こちらの回答の中には、今の段階でどうしたらよいか判断がつかないという方々や、窓口相談に来られた方々が何人かおられまして、直接の言葉としては言わないんですけれども、農地中間管理機構とかを通して貸借すると、要するに農業委員会を通して貸したりするということについて、非常に抵抗感を持っているような、高齢者の方々ですけれども、貸すということではあるんだけれども、最終的には自分の農地を取られるんじゃないかというような感じを受けている方も、対応していてニュアンスとして感じるものがありました。直接「取られる」という表現は使わないんですけれども…。そういったものが「その他」に含まれるように思われます。それから無回答が結構多くて、32筆で12.5haほどあります。先月26日が回答の期限ということで締め切ったわけですが、その際、まだ回答をいただいていない方には電話等で連絡を差し上げて、今日も何件か郵送で届きましたが、徐々にこの無回答が解消されつつありますので、今月末あるいは来月初めになると思っておりますが、かなりの方々から回答をいただけるものと思っております。それから80件のうち3件ほど宛先不明で戻ってきたものもございます。

①と②、「貸してもいいよ」という回答をいただいたのは、27筆で5.7haほどで

これらについては農地中間管理機構等を通じて利用集積が進むもの思っておりますが、果たしてその農地が借り手があるようなところであるかは、今後調査していかねばならない感じておるところでございます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【15番坂待代理 挙手】

議長 坂待代理。

【日程第12 報告第2号の説明】

15番 この意向調査結果、①、②については、機構等に報告はされるのでしょうか。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 はい。当然、農地法第35条で義務づけられておりますので、報告いたします。

議長 他にございませんか。

【12番藤岡委員 挙手】

議長 12番藤岡委員。

12番 はい。無回答の中で面積の大きいところがあるわけですが、そういうところからはまだ回答がないわけですか。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 はい。無回答の欄に入っている方々は、現段階でまだ返事をいただいていない方々になります。その方々には電話で連絡を取って、今回収しているところです。

議長 他にございませんか。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

《日程第13》

議長 次に日程第13「その他」ですが、委員の皆さんからございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 事務局から連絡事項等あれば、お願いします。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 はい。それでは私からは2件ほどになります。まず農林大臣表彰受賞祝賀会の関係でございます。賞状につきましては、この開場のテーブルの上でございますが、今月15日に伝達をされたものでございます。祝賀会については、二転三転して大変ご迷惑をおかけしておりましたけれども、5月9日、連休明けの月曜日で確定いたしました。当初は4月17日、

ここはブラック&ホワイトシューのため、翌週の24日は記念講演の講師、農林水産省顧問の皆川芳嗣氏の都合のため、その後、觸澤副町長を通じて調整していただきました。平日になりますけれども、5月9日の月曜日ということで落ち着かせていただきました。当日は11時から記念講演が1時間ほど、12時からは祝賀会、終了はおおよそ3時ごろかなと思っております。場所については、人数も200人前後になろうかなと思いますので、もく・木ドームを予定しております。こちらの案内につきましては、今月末までには発送したいということで準備を進めております。

二つ目は、28年度4月以降の事務局体制でございます。深澤会長の冒頭のごあいさつにもございましたが、定期人事異動につきましては、今回、農業委員会には影響ございませんでした。私と落合は引き続きお世話になります。農地利用集積促進員として平成8年度から20年間お世話になりました天摩昭一郎さんにつきましては、今年度限りでご勇退されることになりました。後任には、27年度に臨時事務職員として務めていただいた林昌身さんをお願いする予定です。以上の3人は確定しているわけですが、臨時事務補助員が未定の状況です。女性に限ったわけではないわけですが…、担当課で公募はしたんですが、応募が全体としても4、5名ほど少なかったということで、農業委員会には配属になりませんでした。今週の金曜日から新年度が始まりますが、今現在空席のままになっております。もし、委員の皆さんの知り合いで務めていただける方がいらっしゃったら、けして若くなくても、女性でなくてもいいんですが、ご紹介いただければありがたく思います。私どももいろいろ当たってはみたんですが、今に至っているという状況でございます。どうぞ、よろしく申し上げます。

議 長

以上で「その他」を終了します。

本日の葛巻町農業委員会第9回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成28年3月31日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____

